

秋田県条例第三十四号

秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成十二年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この条例による改正後の秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例本則の規定は適用せず、この条例による改正前の秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例本則中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。